



2024年5月27日

各位

会社名 大栄環境株式会社
代表者名 代表取締役社長 金子 文雄
(コード番号：9336 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員総合政策本部長 下田 守彦
(TEL. 078-857-6600)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年2月21日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、2024年6月26日開催予定の第45期定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

これに伴い、本日開催の取締役会において、定款一部変更について、同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、下記のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ~28. (条文省略)	1. ~28. (現行どおり)
29. <u>ゴルフ場の経営及びゴルフ用品の販売</u>	29. <u>スポーツ振興事業</u>
30. ~33. (条文省略)	30. ~33. (現行どおり)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)

<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2</u> <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>
---	--

<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役) 第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第25条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、<u>監査等委員以外の取締役については選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役については選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(役付取締役) 第21条 取締役会の決議をもって、取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条の13第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) 第26条 (現行どおり)</p>
---	---

<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案に異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載または記録し、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第29条～第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 <u>当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載または記録し、出席取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第30条～第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	---

<p><u>(監査役の任期)</u> 第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役の選任)</u> 第34条 <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u> 第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p><u>(監査役会の招集)</u> 第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(議事録)</u> 第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u> 第38条 <u>監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(常勤監査等委員の選定)</u> 第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u> 第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、監査等委員会の日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第34条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(議事録)</u> 第35条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載または記録し、出席監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第36条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
---	---

<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が<u>監査役会</u>の同意を得て決定する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第43条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が<u>監査等委員会</u>の同意を得て決定する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第40条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、第45期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>第45期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</u></p>
---	---

3. 日程

定款の一部変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

2024年6月26日
2024年6月26日